

にしておく必要がある。

ウ 情報の提供

検疫所は、海外渡航者及び入国者をはじめ、関係機関、都道府県知事等、又は、事業者等に対し、インフルエンザ(H5N1)に係る情報について、海外感染症情報収集システム(FORTH)及び各検疫所のホームページ並びに各空港や港湾の検疫窓口、また、出国ロビーにおけるポスターの掲示、パンフレットの設置等により、最新の海外感染症流行状況について積極的に情報提供を行うよう努める。

3 検疫対応

(1) 航空機の検疫について

ア 到着前に患者の発生が確認できた場合

インフルエンザ(H5N1)患者発生国から来航する航空機からの検疫前の通報(検疫法第6条)により、患者の発生報告を受けた場合には、折り返し、航空会社等を通じ航空機に対し、その症状等について照会する。その結果、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者がいることが把握できた場合、下記により対応するものとする。

(ア) 到着前の対応について

検疫前の通報により、機内に発熱及び急性呼吸器症状を呈している者が搭乗していることが確認できた場合には、同機が到着後、速やかに検疫官が当該発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の確認のため、同機に搭乗する旨、航空会社に連絡する。

また、関係機関(入国管理局、税関、航空局等)に対し、

情報の提供を行う。

(イ) 航空機到着前の依頼事項

インフルエンザ(H5N1)患者発生国を発航し、機内にインフルエンザ様症状を呈した発熱及び急性呼吸器症状を呈している者が確認された場合には、下記の感染予防策を講じるよう事前に航空会社に協力を依頼する。

- i 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者には可能な限りマスクを着用させる等、飛散防止対策を講じること。
- ii 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の対応を行う乗務員はできるだけ、少人数の専属とし、マスク等を着用させること。
- iii 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者については、後方座席に移動させ、できる限り他の乗客と十分な距離(2m以上)を置くものとする。また、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者との同行者等についても、他の乗客と十分な距離(2m)がとれる場所に移動させ、かつ発熱及び急性呼吸器症状を呈している者とも十分な距離(2m)を置くものとする。
- iv 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者と他の乗客の距離がとれない場合には、当該者周囲の乗客に対し、マスクの着用等の予防措置を実施すること。
- v 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の化粧室の利用等については、当該者に最も近い場所を使用させることとし、原則として、当該者専用とする。

(ウ) 検査の実施

- i 検査官は、機内に赴き、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者、その同行者等及び同乗者（乗客、乗組員）の状況を把握する。
- ii 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者及びその同行者等について確認ができ次第、他の同乗者を優先的に降機させる。
- iii 検査官は、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者に対しマスクを着用させた状態で、また、その同行者等についても、診察室（健康相談室又は、相当の適切な場所）に誘導する。そこで、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者に対し質問及び診察（検温を含む）を行う。診察の結果、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者が要観察例であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡するとともに、当該要観察例に対し状況を説明した上で、検査のため、原則として咽頭ぬぐい液の採取を実施する。
- iv 当該要観察例に、調査票（別紙3）及び健康状態報告指示書（別紙4）に必要事項を記入させる。
- v 検査結果が出るまでの間、当該者については原則として医療機関への受診を強く勧奨することとし、指定された医療機関（陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等）へ当該者を搬送する。
- vi 要観察例の同行者等についても、問診及び診察（検温を含む）を行う。この結果、要観察例と判断された場合には、上記iii～vに準じて措置を行う。
- vii 検査官は、他の同乗者に対し、検査ブース等においてサーモグラフィー等によるスクリーニングを実施する。
- viii 検査官は、検査の結果、要観察例及び健康監視に該当する者（p. 2参照）が生じた時点において、検査所業務管理室に報

告するとともに、関係機関（入国管理局、税関、航空局等）に対して情報提供を行う。

(エ) 要観察例への対応

i 検査の実施

- (i) 質問及び診察（検温を含む）の結果、要観察例であると疑われる場合、ウイルス遺伝子検査を実施する。
- (ii) 検体は、咽頭拭い液を原則とし、別添「病原体検査マニュアル・高病原性インフルエンザ」（国立感染症研究所作成）を参照に採取を行い、検査は、RT-PCR法等にて実施する。
- (iii) 検査の実施にあたっては、汚染を防止するため白衣、手袋、マスク等は使い捨ての物を使用し、検査毎に交換する等、細心の注意を図る。
- (iv) 検査機器の設備を有していない、又は、検査実施検査所まで検体搬送が不可能な検査所支所及び出張所については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより、検査を実施できる体制を整える。地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、委託体制を整えておくこと。
なお、検体は別添「検査材料の輸送」（国立感染症研究所作成）に従い梱包の上、搬送することとする。

ii 要観察例への対応

- (i) 検査の結果、H5陽性が判明した場合には、確定診断を行うため、国立感染症研究所ウイルス第3部に検体を送付し、検査を依頼するとともに、感染症法第12条第1項の規定による医師による届出を行う。

さらに確定追加試験の結果、インフルエンザ（H5N1）であ

ることが確定した場合には、検疫法第 26 条の 3 に基づき、当該者の居住地(居住地がないか、又は明らかでない時は現在地)を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知する。

(ii) 検査の結果、H5 陰性であることが判明した場合においても、症状を呈しており、接触歴を有することから、当該者に対し、検疫法第 18 条第 3 項に規定に基づき、医療機関への受診、その他検疫感染症の予防を強く勧奨することとし、感染症指定医療機関(陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等)へ当該者を搬送するとともに、当該者の居所を管轄する都道府県知事に指示した事項等を通知する。併せて、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課へ報告することとする。

(iii) 診察の結果、当該者が要観察例と判断されなかった場合には、必要に応じて健康管理カード(別紙 2)等を配布し、帰宅後の注意事項等を指導する。

(オ) 健康監視対象者からの報告に対する対応

健康監視対象者から、法第 18 条の規定に基づく健康監視期間中に、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第 18 条第 3 項の規定に基づく通知書(別紙 5)により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。)に速やかに通知する。

(カ) 消毒

検疫所は、原則として要観察例の手荷物をはじめ、着座していた座席及び周辺、使用した洗面所・トイレ、食器等についての消毒(清拭)を実施する。

(キ) 報告

要観察例に係る検査の結果等については、検疫所業務管理室に随時報告する。

イ 到着前に発熱及び急性呼吸器症状を呈している者がいないと確認ができた場合

検疫官は、インフルエンザ(H5N1)患者発生国域から来航する入国者に対し、下記の通り対応することとする。

(ア) サーモグラフィー等による体温測定の実施

検疫官は、インフルエンザ(H5N1)患者発生国から来航する全乗客・乗員に対し、サーモグラフィーや放射体温計等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

(イ) 要観察例等への対応

(ア)の体温測定等の実施により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者を発見した場合には、直ちに健康相談室等において、質問、診察等を実施する。この結果、要観察例と判断した場合には、(1)-ア-(エ)～(キ)にしたがって対応する。

この場合、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者と同行した者等が特定できる場合には、(1)-ア-(ウ)-viと同様の措置を、また、同乗者(乗客・乗員)については、(1)-ア-(ウ)-viiと同様の措置を行う。

ウ その他

(ア) トランジット（乗り継ぎ）客に対する対応

要観察例がトランジット（乗り継ぎ）客の場合には、検疫官は、事前に関係機関等に連絡し、その対応を協議するとともに、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告すること。当該要観察例が、治療等のため入国を希望する場合には、3-(1)-ウの検疫の手続きを開始する。

(イ) 入国後にインフルエンザ（H5N1）患者が確定された場合の対応

到着前に有症者の発生が確認されず、また、検疫時においても乗客に異状がみられず検疫が終了した場合においても、潜伏期を考慮し、入国後、患者の発生が確認される場合が想定される。そのような場合には、原則、感染症法に基づいて対応することとなるが、結核感染症課から検疫所業務管理室を通じて業務に係る調査協力（患者と濃厚接触のあった同行者及び同乗者等の確認・把握等）があった場合には、できる限り協力に応じることとする。

(2) 船舶の検疫について

ア 検疫前の通報の取り扱いについて

インフルエンザ（H5N1）の発生国から来航する船舶について、検疫前の通報により、発熱等を呈している患者の発生が確認できたときは、折り返し、船舶代理店等を通じ、船舶の長に以下の入港前に必要な情報について、確認を求める。

- ① 38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の有無又は、
- ② 原因不明の肺炎や呼吸困難を呈している者の有無

③ 原因不明の死亡者の有無

- ④ 10日以内に死鳥、インフルエンザウイルス（H5N1）に感染している、又はその疑いがある鳥（鶏、あひる、七面鳥、うずら等）との接触歴を有する者
- ⑤ 10日以内にインフルエンザ（H5N1）患者（疑い例も含む）との接触歴を有する者

イ 入港前にインフルエンザ（H5N1）患者発生国から潜伏期間内に来航し、かつ発熱及び急性呼吸器症状を呈している者が乗船していることが確認された船舶に対する対応

検疫港において、臨船検疫又は着岸検疫を実施する。インフルエンザ（H5N1）要観察例が乗船している可能性があるため、着岸検疫を実施する場合には、事前に港湾管理者、海上保安署等と協議し、対応する埠頭、場所等を決定しておく。

(ア) 船舶到着前の指示事項

検疫官は、船舶代理店を通じ、当該船舶に対し、臨船検疫又は着岸検疫を実施する旨を連絡するとともに、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者に対し下記 i～iv の感染予防策を講じるよう協力を求める。

- i 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は個室において隔離を実施すること。なお、個室がない場合には、可能な限りマスクを着用させ、乗組員の供用居室等を当該者専用に割り当てる。それが不可能な場合には、他の同乗者は当該者とは、十分な距離（2m以上）を置く等、飛散防止対策を講じること。
- ii 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者と接触する者は限定し、感染予防策（マスク、手洗い、うがい等）を実施すること。

- iii 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者について朝夕の体温と症状、使用した薬剤（解熱剤等）の記録及び報告を行うこと。
- iv 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者の使用するトイレを限定し、原則として、他の者の使用は禁止する。

(イ) 関係機関、水先人等への情報提供等

- i 検疫所は、業務の都合により検疫を受けていない船舶に乗船する関係機関（海上保安署等）及び水先人に対し、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者が発生している旨、また、現在の状況、乗船時の予防策（マスクの着用、除染方法等）、検疫開始予定時間等、実施に係る詳細事項について随時情報提供を行う。
- ii 検疫所は、臨船検疫を行った後に、同船舶に乗船する関係機関、事業者等に対し、当該船舶及び当該者の状況、予防策（マスクの着用、除染方法等）等その他必要な事項について、随時情報提供を行う。

(ウ) 臨船検疫等の実施

- i 検疫官は、船舶の長及び衛生管理者等に、質問を行い、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者、同行者等及び同乗者（乗客、乗組員）の状況を把握する。
- ii 発熱及び急性呼吸器症状を呈している者及びその同行者等について確認ができ次第、他の同乗者を優先的に下船させる。
- iii 当該船舶の個室等において、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者に対し質問及び診察（検温を含む）を行う。診察の結果、当該者が要観察例であると診断した場合には、その旨を検疫所長に連絡するとともに、当該要観察例に対し状況を説明

した上で、検査のため、原則として咽頭拭い液の採取を実施する。

- iv 当該要観察例に、調査票（別紙3）及び健康状態報告指示書（別紙4）に必要事項を記入させる。
- v 検査結果が出るまでの間、当該者については原則として医療機関への受診を強く勧奨することとし、感染症指定医療機関（陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等）へ当該者を移送する。
- vi 要観察例との同行者等についても、問診及び診察（検温を含む）を行う。この結果、要観察例と判断された場合には、上記iii～vに準じて措置を行う。
- vii 検疫官は、下船する同乗者に対し、サーモグラフィー等によるスクリーニングを実施する。
- viii 検疫官は、検疫の結果、要観察例及び健康監視に該当する者（p. 2参照）が生じた時点において、検疫所業務管理室に報告するとともに、関係機関（地方運輸局、海上保安署、入国管理局等）に対して情報提供を行う。

(エ) 要観察例の対応

- i 検査の実施
 - 質問及び診察（検温を含む）の結果、要観察例の定義に該当した場合、ウイルス遺伝子検査を実施する。
 - (i) 検体は、咽頭拭い液を原則とし、別添「病原体検査マニュアル・高病原性インフルエンザ」（国立感染症研究所作成）を参照に採取を行い、検査は、RT-PCR法等にて実施する。
 - (iii) 検査の実施にあたっては、汚染を防止するため白衣、手袋、マスク等は使い捨ての物を使用し、検査毎に交換する等、細心の注意を図る。

(iv) 検査機器の設備を有していない、又は、検査実施検疫所まで検体搬送が不可な検疫所支所及び出張所については、採取した検体について、最寄りの地方衛生研究所に依頼するなどにより、検査を実施できる体制を整える。地方衛生研究所に依頼するにあたっては、事前に当該都道府県と協議し、委託体制を整えておくこと。

なお、検体は別添 検査材料の輸送（国立感染症研究所作成）に従い梱包の上、搬送することとする。

ii インフルエンザ（H5N1）要観察例への対応

(i) 検査の結果、H5陽性が判明した場合には、確定診断を行うため、国立感染症研究所に検体を送付するとともに、感染症法第12条第1項の規定により、届出を行う。

インフルエンザ（H5N1）であることが確定した場合には、検疫法第26条の3に基づき、当該者の居住地（居住地がないか、又は明らかでない時は、現在地）を管轄する都道府県知事に厚生労働省令で定める事項を通知する。

(ii) 検査の結果、H5陰性であることが判明した場合においても、症状を呈しており、接触歴を有することから、当該者に対し、検疫法第18条第3項に規定に基づき、医療機関への受診、その他検疫感染症の予防を強く勧奨することとし、感染症指定医療機関（陰圧施設を有する又は個室を有し当該者の隔離が可能な施設を有する病院等）へ当該者を搬送するとともに、当該者の居所を管轄する都道府県知事に指示した事項等を通知する。併せて、検疫所業務管理室を通じて結核感染症課へ報告することとする。

(iii) 診察の結果、当該者が要観察例と判断されなかった場合には、必要に応じて健康管理カード（別紙2）等を配布し、帰宅後の健康管理を指導する。

(オ) 健康監視対象者からの報告に対する対応

健康監視対象者から、法第18条の規定に基づく健康監視期間中に、健康状態に異状を呈した旨の報告があった場合には、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告するとともに、法第18条第3項の規定に基づく通知書（別紙5）により、当該者の健康状態、当該者に対して指示した事項、並びに当該者から報告を求めた事項について居所の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に速やかに通知すること。

(カ) 消毒

検疫官は、原則として要観察例の手荷物をはじめ、居室、使用した洗面所・トイレ、食器等についての消毒（清拭）を実施する。

(キ) 報告

要観察例に係る検査の結果等については、検疫所業務管理室に随時報告する。

ウ インフルエンザ（H5N1）患者発生国から潜伏期間内に来航し、かつ入港前に発熱及び急性呼吸器症状を呈している者は乗船していないことが確認できた場合

客船（貨客船も含む）については、検疫港において臨船検疫又は着岸検疫を実施する。

貨物船については、検疫前の通報で乗組員等に異状がないことを確認した後、入港前に必要な情報（3-(2)-ア）について照会を行い、異状のない旨が確認できた場合においては、無線検疫に

より対応する。

(ア) サーモグラフィー等による体温測定の実施

検疫官は、インフルエンザ（H5N1）患者発生国から来航する客船（貨客船を含む）の全乗客・乗員に対し、サーモグラフィー等により体温測定を実施し、発熱者の発見に努める。

(イ) 要観察例等への対応

(ア) の測定等により、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者がいた場合には、質問、診察等を行なう。この結果、当該者について、要観察例と判断した場合には、3-(2)-イ-(エ)～(キ)に従って対応する。

この場合、要観察例の同行者等が特定できる場合には、3-(2)-イ-(ウ)-viと同様の措置を、また、同乗者（乗客・乗員）については、3-(2)-イ-(ウ)-viiと同様の措置を行う。

また、発熱及び急性呼吸器症状を呈している者が要観察例と診断されなかった場合には、3-(2)-イ-(エ)-ii-(iii)と同様帰宅後における体調の変化等が生じた場合の対応について指示を行う。

エ インフルエンザ（H5N1）患者発生国を発航し、潜伏期間を過ぎた後に来航する場合

客船（貨客船を含む）については、検疫前の通報において、乗組員等に異状がないことを確認した後、入港前に必要な情報（3-(2)-ア）について照会を行い、異状のない旨が確認できた場合においては、無線検疫により対応する。

貨物船については、通常どおりの通報により対応するものとする。

オ その他

主に旅客船（貨客船を含む）において、有症者が集団発生している等の情報を得た場合には、関係機関や都道府県等の協力も必要となる場合が想定されるため、検疫官は、直ちに検疫所業務管理室を通じて結核感染症課に報告し、必要な指示を受ける。

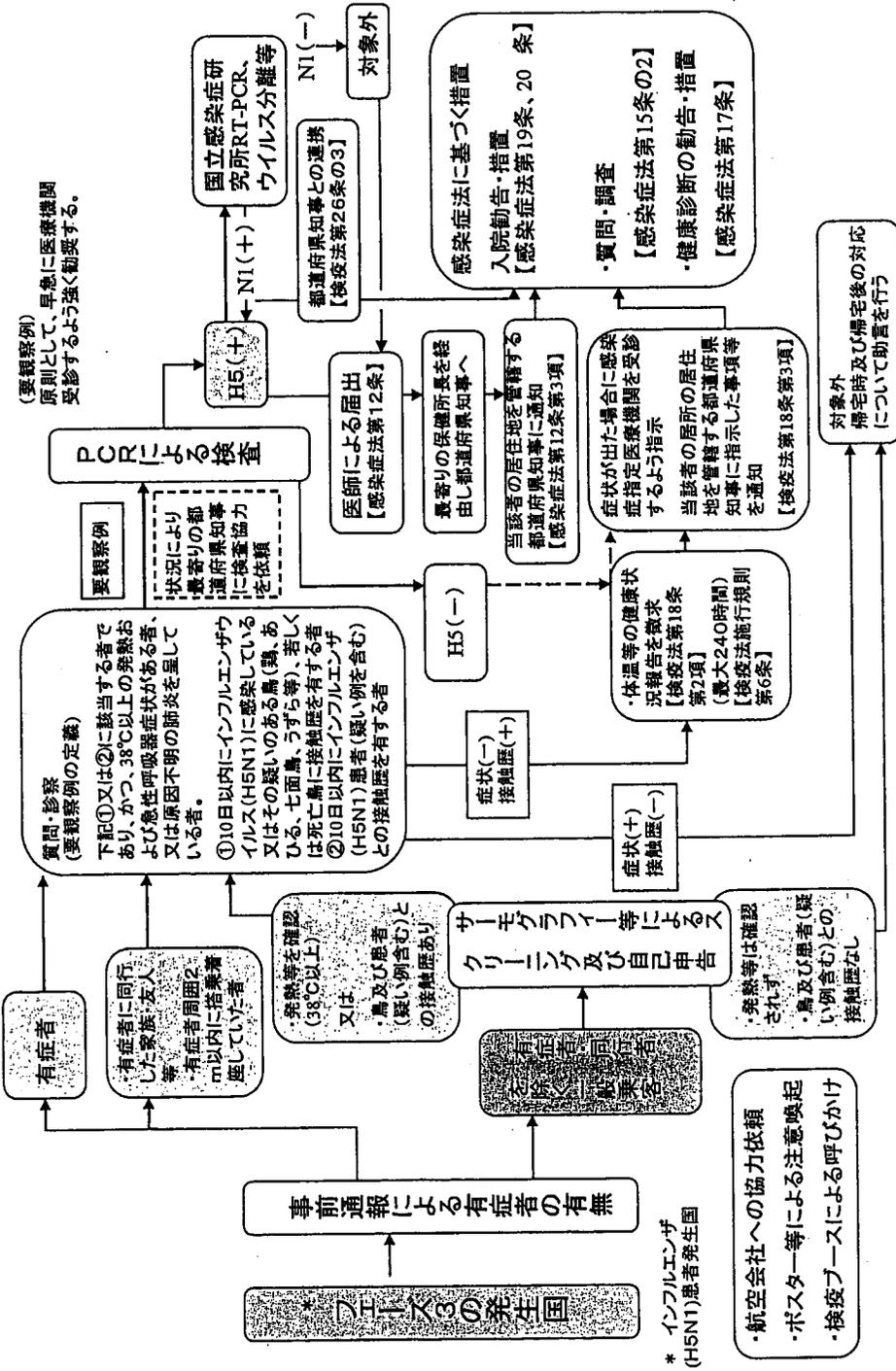
4 消毒等に係る対応

消毒に用いる薬品は、消毒用エタノール（70～80%）又は次亜塩素酸ナトリウム製剤（濃度 500～5,000ppm）等とする。

消毒法は、消毒薬を十分に浸した布又はペーパータオル等で当該箇所を満遍なく拭く方法が望ましい。消毒薬を噴霧する場合は、消毒薬で濡れていない箇所がないくらい十分に噴霧を行い、その上で当該箇所を布等で拭く必要がある。なお噴霧により、病原体を拡散させる恐れもあるので注意する。

航空機の消毒に際しては、規制（禁忌事項）等をよく確認した上で作業を実施する。

フェーズ3におけるインフルエンザ(H5N1)の検疫対応



様式 1

厚生労働省・検疫所

健康状態質問票

氏名 _____
 性別 男 女 年齢 _____ パスポート番号 _____
 職業 _____
 到着月日 _____, 便名 _____, 座席番号 _____
 渡航された国名(滞在地域及び渡航地域名)(過去10日) _____

日本及び本国での住所、連絡先
 日本: _____ 電話番号: _____
 本国: _____ 電話番号: _____

○あなたの健康状態について、記入してください
 発熱 (°C) あり なし
 激しい咳・呼吸困難等 あり なし
 解熱剤等薬剤の使用の有無 あり なし

○鳥インフルエンザの疑いのある人との到着前10日以内の接触状況について、記入してください
 ① 鳥インフルエンザの流行地域へ滞在・立ち寄りしましたか。 あり なし
 ② 鳥の死体や鳥に触ったり、近づいたりしましたか あり なし
 ③ 鳥インフルエンザ患者又は鳥インフルエンザを疑う人と接触がありましたか。 あり なし

上記のとおり申告いたします。 年 月 日
 署名 _____

この質問票は検疫法第12条に基づく検疫手続を簡略化するためのものですから、正確に記入して下さい。
 質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第3号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

様式2

鳥インフルエンザの発生地域に 滞在された入国者の方へ

1. 鳥インフルエンザの潜伏期間は10日といわれています。その期間内は、念のため、以下のような対応をしてください。

(1) 入国後10日間は朝夕の体温測定を実施し、ご自身の健康状態を確認してください。

(2) 帰宅後外出する際には、万一来に備え、拡散防止のため、配布したマスクを着用するようご協力下さい。

(3) 下記の症状が一つでも発現したら、鳥インフルエンザ発生地域からの帰国であることをあらかじめ保健所に告げてから、受診先等を相談し、医師の診察を受けてください。

- ・発熱
- ・激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状

2. 家族等にも上記症状が発現したら、最寄りの保健所又は医療機関に電話で連絡し、その指示に従って下さい。その際、あなたが発生地域から帰国した旨を申し添え下さい。

必要に応じて、本紙を医療機関にお持ち下さい。

厚生労働省 ○○検疫所
TEL : ○○-○○○-○○○

様式3

調査票

太枠内を記入して下さい。

氏名:		
年齢:	性別: <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 国籍:	
職業:		
渡航地域、鳥の死体又は生きた鳥と接触、鳥インフルエンザ患者と接触又は接触した可能性がある場所: (具体的に)		
(国・地域名)		
日本国内における連絡先(旅行の場合は下段に日程等を記入): (住所)		
(電話番号)		
旅行日程等	滞在期間	連絡先
	※月日 ～月日	宿泊先: 住所: 電話番号:
日	※月日 ～月日	宿泊先: 住所: 電話番号:
	月日	電話番号:
程	日本出国予定日: 年 月 日	空港: 便名:
	ツアーの場合旅行代理店名等を記入し、日程表がある場合はその写しを添付して下さい	
等	代理店名等:	
	代理店住所: 電話番号: 担当者名:	

※ 本日から 日間以内の連絡先を記入してください。

この質問は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に記入して下さい。なお、検疫所に報告いただいた情報については、個人情報の保護のため厳重に管理します。

また、質問に答えなかった方又は虚偽の申告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

検疫所記入欄

健康診断の状況
・発熱《有・無》(健康診断時の体温 ℃)
・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状《有・無》
診察年月日: 年 月 日 担当医名:
検疫所名: 整理番号:

様式 4

日本に入国された方へ

(健康状態報告指示書)

○本日から以下に定める期間中は、次の項目に従ってください。

- ・下記の期間中は、毎日2回（朝、夕）体温測定を行い、下記連絡先へ報告下さい。
- ・期間中、発熱又は激しい咳、呼吸困難などの呼吸器症状があらわれた場合は直ちにあなたの名前、整理番号を、下記連絡先へ伝えた上で、検疫所担当官の指示に従ってください。
- ・この期間の最終日より前に出国される場合には、出国時に下記の連絡先へ電話し、出国される旨を連絡してください。

○あなたの整理番号 _____

○検疫所への報告が必要な期間： 月 日まで。 ■

連絡先	
住所	
電話	朝の報告 (時～ 時)
	夕の報告 (時～ 時)
発熱等の症状が出た際の、緊急連絡先 (上記時間帯以外)	

注1) この報告は、検疫法第18条第2項に規定するものですから、正確に報告して下さい。報告しなかった方又は虚偽の報告をした方は、検疫法第36条第7号の規定により懲役又は罰金に処されることがあります。

様式 5

年 月 日 時 分

_____ 殿
(都道府県知事) _____ 検疫所長

検疫法第18条第3項の規定に基づき、次のとおり通知します。

氏名:		
年齢:	性別: 国籍:	
職業:		
鳥の死体又は生きた鳥及び鳥インフルエンザ患者と接触又は接触した可能性がある場所及び国・地域名: (場所) (国・地域名)		
日本国内における連絡先 (旅行の場合は下段に日程等を記入): (住所) (電話番号)		
旅行 日 程 等	滞在期間	連絡先
	月 日	宿泊先:
	～ 月 日	住所:
	月 日	電話番号:
	～ 月 日	宿泊先:
	～ 月 日	住所:
	～ 月 日	電話番号:
	日本出国予定日: 年 月 日 空港:	便名:
	その他 (ツアーの場合旅行代理店名等を記入)	

入国時の健康状況: (入国年月日 年 月 日) ・体温 ℃ ・激しい咳、呼吸困難等の呼吸器症状 《有・無》 ・その他
入国後の健康状況: ・体温 ・その他
当該者に指示した事項、感染症のまん延防止・医療に必要な事項等: